

ムスリムインバウンドEXPO in 大阪

2017

◆ 出展規定 ◆

第1条（出展資格）

(1) 本展示会への出展者は、本出展規定、その他主催者の指示を誠実に遵守する者に限ります。出展者がこれらに違反したと主催者が判断した場合、主催者はその時期を問わず出展資格を取り消しできるものとします。

第2条（申し込み）

(1) 主催者は、出展申込書を受領した後、記載事項を確認し、出展者が本展示会の開催趣旨、目的に適う者であるか否かを審査いたします。審査通過時に、受入の旨を出展申込者にメールにて通知するものとします。なお、主催者が出展申込者に受入の旨をメール通知した日（以下「基準日」といいます。）に「出展予約」が成立します。

(2) 審査の結果、本展示会の開催趣旨に合致しないと判断した場合は、申込みをお断りする場合があります。その場合、主催者は、出展申込者及び出展者がそれまでに支出した費用その他一切の責任を負いません。

なお審査の判断基準や根拠、理由は一切開示致しません。

第3条（出展物）

(1) 出展物は、本展示会の開催趣旨に添い、かつ事前に主催者の承諾を得た品目とします。

(2) 次の各号に該当するものの出展を禁止します。

- ①輸出入・販売禁止品、麻薬、その他の法律で禁止されている物
- ②引火性・爆発性または放射性危険物に該当する物
- ③工業所有権その他無体財産権を侵害するか、そのおそれのある物
- ④裸火を使用する物（所轄消防署の許可を受けた場合を除く）
- ⑤主催者の事前の承諾を得ていない物
- ⑥所轄行政庁より指示・勧告のあった物
- ⑦その他関連法令に抵触するおそれがある物及び公序良俗に反する物

(3) 前項に該当する以外の物でも、主催者の判断により展示会の正常な運営に支障をきたすおそれがあると認められる物については、その時期を問わず、その出展を規制または禁止する場合があります。

第4条（出展小間位置）

出展小間位置は、主催者が、出展物、実演の有無、申し込み順等を勘案のうえ決定します。

第5条（展示期間及び展示時間）

2017年7月12日(月) 10:00～17:00、13日(火) 10:00～18:00、14日(日)搬入日

第6条（出展料金）

標準スペース：1小間120,000円（税別）、ハーフスペース：1小間70,000円（税別）、机スペース：1小間30,000円（税別）、
チラシのみ出展：1口20,000円（税別）、ポスターのみ出展：1口10,000円（税別）

■出展小間料に含まれるもの

1) 基本設備

標準スペース

背面：パーテーションパネル、側面：パーテーションパネル、

付帯設備：社名版、会議用長テーブル 1台（W1,800mm×D600mm×H700mm）、イス2脚

ハーフスペース

背面：パーテーションパネル、側面：パーテーションパネル

付帯設備：社名版、会議用長テーブル 1台（W1,800mm×D600mm×H700mm）の半分、イス1脚

机スペース

会議用長テーブル 1台（W1,800mm×D600mm×H700mm）の半分、椅子1脚

第7条（出展申込方法）

申込書を下記申し込み先にFax・郵送するか、ウェブサイトにある出展申込書に所定事項を記入の上お申込ください。なお、出展内容が本展の趣旨にそぐわない場合、受付をお断りすることがありますのであらかじめご了承ください。

（出展申込み期限）

- 〈早期申込〉2017年2月10日（金）～2017年3月31日（金）
- 〈通常申込〉2017年4月1日（土）～2017年5月19日（金）

※但し、予定小間数になり次第、締め切らせていただきます。

（出展申込み先）

ムスリムインバウンドEXPO in 大阪2017実行委員会事務局

〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜4-2-13 淀屋橋今西ビル4F 株式会社ジェイ・リンクス内

TEL.050-5883-7451 FAX06-7635-7615 E-mail: expo@japantravelexpoformuslims.com

第2条(1)による「出展予約」の成立後、請求書を送付しますので、指定口座までお振り込みください。また、振込手数料は貴社にてご負担ください。なお、期限内にお支払いいただけない場合は、出展を取り消させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

- （支払い期限）
- 早期受付: 2017年4月14日（金）
 - 通常受付: 2017年6月16日（金）

第8条（出展契約の成立時期）

出展申込に基づく出展契約の成立時期は、主催者による請求書の発行をもって「出展契約」が成立となります。

第9条（出展契約の解約と取消料）

- (1)「出展契約」成立後は、出展者の希望による「出展契約」の解約・小間数の削減は原則として認められないものとします。
- (2)前項にかかわらず、出展者がやむを得ない事情により「出展契約」の全部、または一部の取消・解約を希望する場合には、主催者に対し、その理由などを明記した書状またはEメールによる解約申込通知あるいは小間数の削減申込通知を送付するものとします。主催者が「出展契約」の解約あるいは小間数の削減を承認する場合は、出展者が、解約あるいは小間数削減の申出日から展示会開催初日までの期間に応じた下記の解約料あるいは一部解約料（以下まとめて「解約料」といいます。）を主催者が定めた日までに主催者に支払うことを条件として、「出展契約」あるいはその一部を解約できるものとします。解約料は以下の通りとなります。

2017年6月12日以降のキャンセル 50% 2017年6月28日以降のキャンセル 100%

第10条（出展物の管理）

各出展者は、自己の責任と費用において、小間内の出展物の管理をしてください。

第11条（事故防止及び責任）

(1) 出展者は、出展物の搬出入、展示、実演、撤去等の際し、最善の注意を払い、事故防止に努め、万一事故が発生した場合の責任は、出展者において負うものとします。

(2) 主催者は、出展者に対し、出展者の負担で、作業の中止・制限その他事故防止のため必要な措置を取ることを命ずる事ができ、自らの責めに帰すべき場合を除き、発生した事故に一切の責任を負いません。

第12条（展示会開催の変更及び中止）

(1) 天災地変や衛生・治安上の問題、その他の不可抗力および主催者の責めに帰しえない原因により本展示会開催が困難と判断された場合、主催者は本展示会の一部または全部について延期・中止・変更を決定いたします。

(2) 主催者は、開催規模、出展内容、動員数等から予測して、開催の趣旨・目的の達成が困難と判断した場合は、本出展契約を解約し、展示会の開催を中止できるものとします。

(3) 主催者はこれによって生じた出展者、又はその他の損害につき、責任を負いません。

第13条（日本国内への入国手続き）

出展者が、本出展のため日本国内への入国手続きを必要とする場合、出展者は自己の責任において日本国内への入国手続きを行うものとし、入国審査に関わる全ての手続きならびに経費に対しては、主催者は一切の責任を負いません。また、何らかの理由によりわが国に入国できないために出展契約を解約する場合には、出展者は主催者に対し、第11条によりキャンセル料を支払わなければなりません。

第14条（搬出入および会場施設）

搬出入及び会場施設については下記によるものとします。

(1) 会場

堺市産業振興センター

(2) 搬入期間

搬入：2017年7月11日(火) 13：00～16：00

※残業はできません。

(3) 搬出期間

搬出：2017年7月13日(木) 18：00～19：30

※時間内に、装飾材料の撤去を含む一切の作業を完了してください。

(4) 展示小間の基本設備

基礎小間は主催者側で施工します。その他展示小間内の装飾（展示台、棚等）は、出展者の負担となります。

各出展者の間仕切は、主催者側で設置します。

(注) 隣接小間が無い場合は、間仕切りはつきません。

(注) 机スペースは、間仕切りはつきません。

(5) 電気設備

標準スペースおよび1小間につき750kwまでの電気供給およびプラグ受け1口をご使用いただけます。ハーフスペースは標準スペース分の設備を共用していただきます。それ以上の電力を必要とする設備はご利用いただけません。

(6) 給排水設備

給排水設備は使用できません。

第15条（諸経費の負担）

(1) 電気、給排水設備などを必要とする上記を必要出展者は、別に定める申込手続きをし、所定料金を支払うものとします。

(2) 出展物の輸送、搬出入、展示、実演、撤去その他費用ならびに出展物、出展者に対する損害賠償等の保険料は、すべて出展者の負担となります。

第16条（出展規定の変更）

主催者は、やむを得ない事情により、本出展規定を変更することがあり、出展者はあらかじめこれに同意し、変更後の新規定等を遵守することとします。

第17条（禁止事項）

出展者の以下の行為を禁止します。

- ① 本出展契約上の出展者としてのその権利の譲渡、売買、転貸し、担保に供すること。
- ② 指定された場所以外の展示場建物の内外部及び周辺に看板、掲示板、広告標識等を設置すること。
（但し、主催者が事前に承諾した場合はこの限りでない。）
- ③ 通路部分など自社小間以外での呼び込み等の営業行為を行うこと。
- ④ 他人の迷惑となる物品を会場敷地内に搬入すること。
- ⑤ 展示場建物に損害を及ぼすような行為
- ⑥ 来場者および他の出展者に迷惑となる行為（騒音・臭い・パフォーマンス等）
- ⑦ 出展小間内に宿泊すること。
- ⑧ 開場時間内に小間内装飾をおこなうこと（商品の補充、補修を除く。）
- ⑨ その他本出展規定において禁止された事項。

第18条（契約の解除）

主催者は、出展者が次のいずれかに該当する場合は、出展者に対し何等の催告なく、本件出展契約を解除することができるものとします。この場合、主催者が損害をこうむったときは、出展者に対してその損害の賠償を請求することができます。

- ① 出展料金の全部又は一部を支払わない場合
- ② 主催者の定める規定及び指示に従わない場合
- ③ 出展小間を、展示会出展の目的以外の使用の場合
- ④ 出展小間の未使用
- ⑤ 著しく主催者の信用を失墜する事実があったとき
- ⑥ その他本出展規定及びこれに基づく「出展の手引き」や主催者の指示に違反した場合

第19条（原状回復）

本出展契約が会期中又は期間満了など事由の如何を問わず終了したときは、出展者は主催者に対し以下に従い出展小間を明け渡さなければなりません。

- ① 出展小間を原状に回復すること。

出展者が原状回復工事を行わないときは、その回復費用は出展者が負担するものとします。

（また主催者が損害をこうむったときはその損害の賠償を請求いたします。）

- ② 出展小間の明け渡し後、出展者が出展小間内に残置した物件があるときは、主催者は任意にこれを処分することができるものとします。

第20条（立ち入り点検）

(1) 主催者は、建物の保全、衛生、防犯、防火、その他建物の管理上必要あるときは、あらかじめ出展者に通知した上で出展小間に立ち入り、点検及び、適宜の措置をとることができるものとします。出展者に通知不可のときは事後の報告をもって足りるものとします。

第21条（小間内の出展者常駐）

出展者は、展示期間中指定の出展者バッジを常時着用のうえ、小間内に展示時間中常駐することとし、来場者との対応、出展物の管理してください。

第22条（装飾・施工）

- (1) 装飾物は指定された小間の間仕切の枠外にはみ出ることを禁止します。
- (2) 展示場の通路に施設や標示などの設置することを禁止します。
- (3) 装飾物についての高さはH2400までとします。
(ただし主催者が特別に許可した場合においてはこの限りではありません)
- (4) 出展にあたり天井構造の使用は、禁止します。
- (5) 出展者は、主催者が出展者説明会において説明する事項を遵守するものとします。
- (6) 出展者が上記のいずれかに違反し、主催者から是正通知にも関わらず出展者がこれに従わない場合には、主催者は自ら違反物の撤去その他の措置を取ることができるものとし、出展者はこれにつき主催者に対し異議を述べず、かつ何等の請求もしないこととします。また撤去による費用が生じた場合、主催者は出展者に請求できるものとします。

第22条の2（販売）

- (1) 保健所の営業許可又は化粧品・医薬品等の販売に求められる免許を取得するなど、必要とされる許認可を受けた事業者が出展する場合で、かつ外装は袋詰めまたは容器に密閉（缶・瓶詰）され商品そのものが外気に触れない状態のもののみ販売を許可します。
- (2) 販売した商品に起因するトラブル・事故等について、事務局は一切の責任を負いません。出展者の責任において、誠実に解決して下さい。
- (3) 所轄行政庁の指示により、規制または禁止させていただくことがあります。

第22条の3（試食、試飲）

- (1) 食品の試飲、試食を行う場合は、出展申込みの際に必ずお申し出下さい。別途お送りする必要書類（試食・試飲届等）にご記入いただき、事務局で取りまとめのうえ一括して保健所に提出します。事前のお申し出がない試食・試飲は禁止いたします。
- (2) 小間内での調理を希望される場合は調理方法を事前にご相談ください。事前のご相談のない調理は禁止となります。また使用する器具や方法によってはお断りする場合があります。なお裸火の使用は可能です。
- (3) 寿司、刺身、その他生ものやサラダ（加熱処理されていない野菜を含む）、腐りやすいもの等は取り扱いが禁止されています。

※ 食品の取り扱いについて

- ①食品の取り扱いについては食品衛生に十分注意し行ってください。万一事故（食中毒など）が起きた場合、主催者はその責を負いかねます。出展者で万全な準備と商品管理をお願い致します。
- ②簡単な試飲・試食を伴う展示をする際でも、保健所に事前届けが必要となります。必ずお申し出ください。
- ③冷蔵庫使用の場合、会期中は昼夜送電が必要です。備品申し込みの際、オーダーフォームに必ずチェックをお入れください。
- ④小間内での接客用のお茶、コーヒーのサービスについては、手洗い設備、流し設備は必要ありません。

第23条（火災・盗難・その他の事故等）

- (1) 主催者は、本展示会に関わる火災、盗難、その他一切の事故・事象の発生により、出展者又は出展者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、法人、団体、その他ならびに展示会来場者を含む被った損害（各自の所有物の破損壊・消失・紛失等を含むあらゆる損害）について一切の責任を負いません。主催者と雇用、請負、業務委託・提携・協力関係にある個人、団体、法人等も同様に一切の責任を負いません。
- (2) 主催者は、本展示会に関する招待券、ホームページ、会場案内図、ご案内用資料等一切の製作物に偶発的に生じた誤字、

脱字等について一切の責任を負いません。

(3) 出展者は、出展者又は出展者と協力関係にある個人、法人、又はその他団体が、本展示会に関わり発生した火災、盗難、その他一切の事故・事象により、主催者らまたは展示会来場者を含む第三者に負わせた損害（所有物の破損壊・消失・紛失当を含むあらゆる損害）について、直ちに一切の損害を賠償するものとします。

第24条（個人情報の取扱い）

(1) 主催者は出展関係者の個人情報を、本展示会の開催にあたって必要な情報のやりとりのために使用するものとし、本人の承諾がない限り、第三者に開示することはいたしません。但し、出展社サービス提供の目的で、機密事項保守契約を締結した業務委託先に委託することがあります。また、主催者は出展関係者に対し、本展示会及び主催者が開催する他見本市の広告宣伝のための電子メールおよびその他の広告宣伝物を送信することができます。

(2) 出展者、及びその代理人、出展者手配業者は、出展を通じて取得した「個人情報」取り扱いについて、日本国の法令を遵守し、適法かつ適切に対応することとします。

第25条（規定外事項）

主催者は業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行うことができます。また、この出展規定に記載がない事項について、新たに決め、各種の追加や変更を行うことができます。

第26条（免責事項）

第12条「展示会開催の変更及び中止」及び第25条「規定外事項」の場合、これによって生ずる出展社の損害及び不利益等について、主催者は一切その責任を負いません。

第27条（管轄裁判所）

本出展契約から生じる権利義務について争いが生じたときは、大阪地方裁判所を第1審管轄裁判所とします。

附則（平成29年3月26日追加）

第20条の2、第20条の3は、平成29年3月26日に施工し、平成29年3月1日より適用する。